大学の軍事化を許してはならない

安全保障技術研究推進制度 2026 年度採択について

2026 年 10 月 25 日　軍学共同反対連絡会幹事会

http://no-military-research.jp/

10 月 20 日、防衛省は安全保障技術研究推進制度（以下，安保技研制度）の 2026 年度採択結果を公表した。大学から過去最大の 291 件の応募があり、名古屋大、大阪大、神戸大、信州大、自治医大、慶應義塾大など新規 11 大学を含む 19 大学 30 件が採択された。この結果に対してわれわれは強い遺憾の意を表する.

2024 年以降、大学からの安保技研制度への応募件数は 44→123→291 と急増している。その背景には，国公私大を問わず基盤的経費の慢性的不足が続いていることにある。それに対して大学を挙げて声を上げるとともに、軍事研究には手を出さないという研究者の矜持を貫くべきである。実際 2017 年の日本学術会議声明を真摯に受け止めた多くの大学は、戦争に手を貸さず、学問の自由を守るためにこの軍事研究の誘惑を拒絶してきたのである。だがとりわけ昨年、補助事業制度の新設を機に、東北大、東京科学大、九州大学などが新たに応募し採択された。防衛装備庁が研究を委託するのか、大学が行う研究に防衛装備庁が補助するのか、という形式的な違いにすぎず内実は全く変わらないにもかかわらずである。特に、東北大や東京科学大にとっては国際卓越研究大学を目指す中での決断だった。これらの大規模大学の動きを見て、今まで様子見をしていた大学が一気に走り始めたとみることもできる。さらに、今春から始まった第七期科学技術・イノベーション基本計画が「科学技術と国家安全保障との有機的連携」を掲げ、国家安全保障に資するデュアルユース技術の戦略的研究開発を大学も担うと決められたことも、応募を促した背景にあるに違いない。

採択された大学への当会のアンケート調査でもほとんどの大学は、直接の軍事目的ではなく民生目的のための基礎研究である、との見解を示した。だが、防衛装備庁が「防衛分野での将来における研究開発に資する」ことをめざして研究テーマを設定し、そのテーマに則した研究課題を選び、装備品（兵器）開発の第一段階と位置付けているのがこの制度なのである。軍事研究に他ならないことを大学や研究者であれば客観的に直視すべきである。

研究者と大学は、将来の兵器への利用の可能性についてどう考えているのだろうか。昨年度採択された九州大は私たちの質問に対して、「公表された研究成果は、誰もが自由に活用できる。どのように活用するかは広く社会に委ねられる」と答えた。だが軍事利用を目的とし、防衛費を用いる研究に参加しながら、「誰もが活用できる」というのはどういうことなのだろうか？また「社会に委ねる」とは大学の責任放棄である。軍事に利用されたときにど

のような問題が生じるかを最もよく知りうるのは当の研究者である。朝永振一郎は「科学者の任務は、法則の発見で終わるものではなく、それの善悪両面の影響の評価と、その結論を人々に知らせ、それをどう使うかの決定を行うとき、判断の誤りをなからしめるところまで及ばねばならぬ」と語った。結果に対する責任が問われることを申請の認可をした大学や研究者は自覚せねばならない。

今回の公募では研究の自由や研究者の人権も問われている。採択された研究者と大学は、今年から防衛省によるセキュリティチェックを受けた。これは内閣府が昨年、この制度を特定研究開発プログラムに指定し、リスクマネジメントを指示したからである。リスクマネジメントの対象には学生も含まれている。留学生の参加の扱い、海外の研究者との連携など研究の国際交流においても様々な問題が生じ、さらには「情報開示」、「アクセス制限」、「守秘義務・宣誓」といったリスクマネジメントに関する具体的な制約や義務を負うことにより、研究の自由と公開性が脅かされる可能性がある。「学術研究がとりわけ政治権力によって制約されたり動員されたりすることがあるという歴史的な経験をふまえて、研究の自主性・自律性、そして特に研究成果の公開性が担保されなければならない。」（日本学術会議 2017 年声明）このことを、重く受け止めるべきである。

今回、名古屋大学が採択されたことがメディアでも話題になった。名古屋大学は 1987 年に全学の総意で平和憲章を定めた歴史を有する大学であったからであり、この誓いを破ったことは重大である。平和憲章では以下のようにうたっている。

「人類がみずからの生みだしたものによって絶滅するかもしれないという危機的状況の中で、大学人は何をなすべきか、何をしうるか、鋭く問い、大学は、平和の創造の場として、また人類の未来をきりひらく場として、その任務をすすんで負わなければならない。」（名古屋大学平和憲章）

名古屋大学が、「軍事的安全保障研究に関する基本方針」の「人道上の目的による研究であることが明白である」という条件を削除したうえで応募に踏み切ったことはこの平和憲章を踏みにじる行為である。

第二次世界大戦後、日本の研究者たちは、自らの戦争への加担を反省し、原爆を生み出した科学のあり方を問い直す中で、1950 年に「戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない決意」を表明した。「時代が違う」と決めつける前に、核、AI、遺伝子組み換えなど科学・技術が新たな人類の危機を招きかねない現実を直視し、人類の平和と幸福のための科学がどうあるべきかを省察すべき時ではないだろうか。名古屋大学平和憲章は、私たちに何をなすべきかをあらためて問いかけている。名古屋大学はもとより、すべての大学がこの原点に立ち帰えることを切に願うものである。

以上